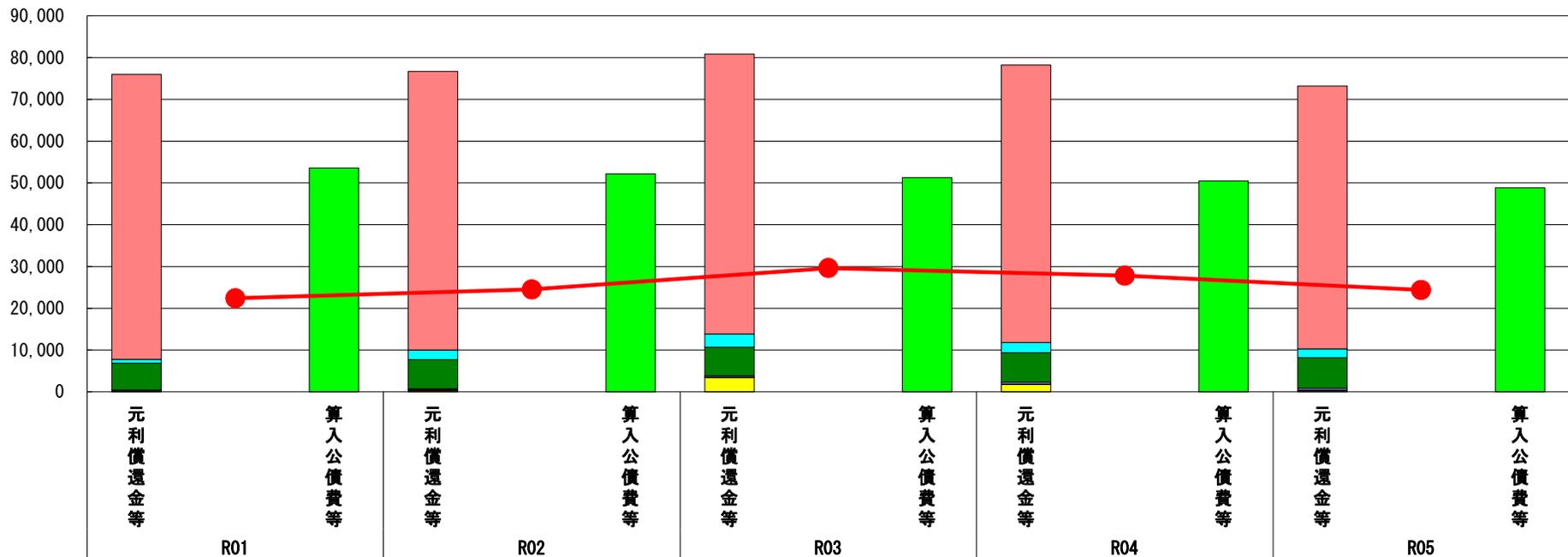


(9) 実質公債費比率（分子）の構造（都道府県）

令和5年度

奈良県

(百万円)



(百万円)

分子の構造		年度	R01	R02	R03	R04	R05
元利償還金等 (A)	元利償還金		68,217	66,699	67,011	66,485	62,942
	減債基金積立不足算定額※		918	2,328	3,197	2,412	2,095
	満期一括償還地方債に係る年度割相当額		6,433	6,957	6,840	7,090	7,338
	公営企業債の元利償還金に対する繰入金		6	207	327	429	470
	組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等		228	239	162	83	74
	債務負担行為に基づく支出額		183	289	3,339	1,760	292
	一時借入金の利子		-	-	-	-	-
算入公債費等 (B)	算入公債費等		53,587	52,234	51,253	50,478	48,826
(A) - (B)	実質公債費比率の分子		22,398	24,485	29,623	27,781	24,385

分析欄

実質公債費比率（分子）について、令和2年度から令和3年度にかけては、新型コロナに関する経済対策として実施した制度融資の利子補給費の増加などにより増加した。
令和3年度から令和5年度にかけては、新型コロナに関する経済対策として実施した制度融資の利子補給費の減少などにより、実質公債費比率（分子）は減少した。
本県では、投資的経費に充当する通常債について発行抑制に努めており、また発行する場合は交付税措置のある財源的に有利な地方債の活用を努めている。
今後も引き続き公債費負担軽減を図るため、取組を継続する。

※ 減債基金積立不足算定額=(C) × (1 - (D)/(E))

(参考)

(百万円)

減債基金積立状況等（注）		年度	R01	R02	R03	R04	R05
減債基金積立状況等（注）	満期一括償還地方債に係る実質償還額又は理論償還額のいずれか少ない額 (C)		1,667	5,000	7,667	6,400	6,400
	前年度末減債基金残高 (D)		10,715	15,300	17,835	18,130	18,735
	前年度末減債基金積立相当額 (E)		23,867	28,633	30,590	29,097	27,853

分析欄

減債基金積立相当額の積立ルールが、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）と設定しているのに対して、本県では新発定時償還と同様、最初の3年を据置期間としているため、減債基金残高と減債基金積立相当額に乖離が生じている。なお、据置期間終了後は、年率4%で積み立てている。

(注) 減債基金のうち、実質公債費比率の算定に用いる満期一括償還地方債の償還の財源に係るもののみを記入。
減債基金積立金の年度を超えた一般会計又は特別会計への貸付額は控除して記入。